

作成日 : 2020/9/7
改訂日 : 2024/6/21

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品名称 : イチバン
 供給者の会社名称 : O A T アグリオ株式会社
 住所 : 東京都千代田区神田小川町 1-3-1 NBF 小川町ビルディング 8 階
 担当部署 : 品質保証室
 電話 : 088(684)0220
 電子メールアドレス : sds_info@oat-agrio.co.jp
 緊急連絡先電話番号 : 03(5283)0251 (本社)
 使用上の制限 : 資材消毒剤
 整理番号 (SDS No.) : OAT10019α1-4

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分 3

健康に対する有害性

急性毒性 (経口) 区分 4

皮膚腐食性/刺激性 区分 2

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分 2

皮膚感作性 区分 1

発がん性 区分 2

生殖毒性 区分 1B

特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 1 (中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)
区分 3 (気道刺激性、麻酔作用)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1 (神経系、呼吸器)

区分 2 (胃、聴覚器)

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期 (急性) 区分 1

水生環境有害性 長期 (慢性) 区分 1

*上記で記載がない危険有害性は、分類対象外、区分に該当しない、または分類できない

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険

H226	引火性液体及び蒸気
H302	飲み込むと有害
H315	皮膚刺激
H317	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H319	強い眼刺激
H335	呼吸器への刺激のおそれ
H336	眠気又はめまいのおそれ
H351	発がんのおそれの疑い
H360	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370	中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓の障害
H372	長期にわたる、又は反復ばく露による神経系、呼吸器の障害

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による胃、聴覚器の障害のおそれ
 H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

- 使用前に取扱説明書入手すること。(P201)
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
- 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
- 容器を密閉しておくこと。(P233)
- 容器を接地しアースをとること。(P240)
- 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。(P241)
- 火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)
- ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
- 取扱い後手及び眼をよく洗うこと。(P264)
- この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。(P270)
- 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
- 必要などき以外は環境への放出を避けること。(P273)
- 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

【応急措置】

- 飲み込んだ場合：気分が悪いときは直ちに医師に連絡すること。(P301+P312)
- 皮膚についた場合：多量の水と石けんで洗うこと。(P302+P352)
- 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
- ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。(P308+P313)
- 気分が悪いときは、医師に連絡すること。(P312)
- 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)
- 口をすすぐこと。(P330)
- 皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。(P333+P313)
- 眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。(P337+P313)
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
- 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
- 漏出物を回収すること。(P391)

【保管】

- 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
- 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
- 施錠して保管すること。(P405)

【廃棄】

内容物/容器は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する（地方公共団体が処理を行っている場合には、地方公共団体に委託する）こと。(P501)

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
 化学名又は一般名 : ベンチアゾール乳剤

成分名	含有量 (%)	CAS No.	化審法番号	安衛法番号
2-(チオシアノメチルチオ)-1,3-ベンゾチアゾール (一般名：ベンチアゾール)	30	21564-17-0	(5)-3424	-
キシレン	31	1330-20-7	(3)-3	-
エチルベンゼン	24	100-41-4	(3)-28	-
界面活性剤等	残量	-	-	-

4. 応急措置

吸入した場合

空気の清浄な場所に移動させ、必要があれば医師の診察を受ける。
必要があれば酸素吸入を行う。

皮膚に付着した場合

可能であれば衣服等を脱ぎ、製品が付着した部分を流水と石けんを用いて十分に洗浄する。
刺激等の異常が認められる場合には、医師の診察を受ける。

眼に入った場合

速やかに流水にて 15 分間以上の洗浄を行う。
コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗浄を続ける。
刺激等の異常が認められる場合には、眼科医の診察を受ける。

飲み込んだ場合

水で口腔内を洗浄する。
被災者に意識のない場合には、口から何も与えてはならない。
また、揮発性の有機溶剤を含有するため、吐かせてはならない（肺に吸引することによる化学性肺炎の危険性がある）。
速やかに医師の診察を受ける。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

火災の状況に応じた消火剤を使用する。
初期火災：粉末消火剤、二酸化炭素、乾燥砂
大規模火災：泡消火剤等を用いて空気を遮断する事が有効。

使ってはならない消火剤

棒状注水

火災時の特有の危険有害性

沸点以上に加熱された容器は、破裂するおそれがある。
有効成分は熱分解により二硫化炭素を生成する可能性がある。
火災時には、黒煙や有害なガス（一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物等）が発生する。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。
火災時には初期消火に努める。
周辺火災の場合であって、何ら危険性を伴わない場合には、火災延焼のない安全な場所に移動させることが望ましい。移動できない場合には、容器とその周辺に散水して冷却させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

必ず自給式呼吸器及び状況に応じた適切な保護具を着用し、安全な距離から消火作業を行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

適切な保護具（8. ばく露防止及び保護措置参照）を着用し、風上で作業する。
屋内で漏洩した場合には、回収作業中と作業後に換気を行う。

環境に対する注意事項

河川等に排出されて環境への影響を起ささないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

危険でなければ、漏れを止める。
回収後の少量の残留分は土砂又はおがくず等に吸収させる。
大量に漏洩した場合には、盛土で囲って流出拡大を防止し、可能な限り回収する。
漏洩物は元の容器には戻さず、適切な容器に回収して廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

的確な工業衛生管理に則った換気及び清掃を実施する。

安全取扱い注意

火気注意。周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
静電防止対策として、装置・機器はアースする。
取扱い時には、ばく露防止のために適切な保護具（8. ばく露防止及び保護措置参照）を着用する。
用途以外に使用しない。

接触回避

皮膚や眼との接触は避ける。
作業後には直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをする。

衛生対策

作業着は再使用前に洗濯する。

保管

安全な保管条件

乾燥した鍵のかかる冷暗所に密封して保管する。
高温を避け、強酸、強塩基及び酸化剤と混触する場所には保管しない。
保管場所及びその周辺は火気厳禁とする。

安全な容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度及び許容濃度

化学名又は一般名	管理濃度 (厚生労働省)	許容濃度 (産衛学会)	許容濃度 (ACGIH)
キシレン	50 ppm	50 ppm (217 mg/m ³)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm
エチルベンゼン	20 ppm	50 ppm (217 mg/m ³)	TWA 20 ppm

設備対策

工業衛生管理に則った換気及び清掃を実施する。
本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。

保護具

呼吸用保護具 : 農薬用マスク
手の保護具 : 適切な化学防護手袋
眼、顔面の保護具 : ゴーグル型保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具 : 長袖の不浸透性の保護衣

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	褐色
臭い	溶剤臭
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	データなし
引火点	27.5°C (タグ密閉式) キシレンの蒸気は空気よりも重く、離れた着火源からフラッシュバックする可能性がある。
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	含有成分は水に不溶であり、混合することで乳化する。
蒸気圧	データなし
密度及び/又は相対密度	1.03
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし
その他のデータ	爆発特性：キシレンは 1.1-7.0%。 キシレンの蒸気は空気とよく混合し、爆発性混合物を生成しやすい。

※数値は製品の代表値である。

10. 安定性及び反応性

反応性

データなし

化学的安定性

通常の保管条件では安定。

危険有害反応可能性

データなし

避けるべき条件

高温

混触危険物質

強酸や強塩基等により青酸や青酸塩を生じる可能性があるため、強酸、強塩基及び酸化剤との接触は避ける。

危険有害な分解生成物

熱分解により二硫化炭素が生成する可能性がある。

燃焼すると硫酸化物、窒素酸化物及び二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性

LD₅₀ 値 (経口) : ATEmix >1400 mg/kg (成分の情報から算出)

皮膚腐食性/刺激性

区分 2 に分類される成分 (ベンチアゾール、キシレン、エチルベンゼン) を 10%以上含有するため、区分 2 とした。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

区分 2 または 2A に分類される成分 (ベンチアゾール、キシレン) を 10%以上含有するため、区分 2 とした。

呼吸器感作性

データなし

皮膚感作性

区分 1 に分類される成分 (ベンチアゾール) を 1%以上含有するため、区分 1 とした。

生殖細胞変異原性

データなし

発がん性

区分 2 に分類される成分 (エチルベンゼン) を 1%以上含有するため、区分 2 とした。

生殖毒性

区分 1B に分類される成分 (キシレン、エチルベンゼン) を 0.3%以上含有するため、区分 1B とした。

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)

区分 1 (中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓) に分類される成分 (キシレン) を 10%以上含有するため、

区分 1 (中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓) とした。

区分 3 (気道刺激性、麻酔作用) に分類される成分 (キシレン、エチルベンゼン) を 20%以上含有するため、

区分 3 (気道刺激性、麻酔作用) とした。

特定標的臓器毒性 (反復ばく露)

区分 1 (神経系、呼吸器) に分類される成分 (キシレン) を 10%以上含有するため、

区分 1 (神経系、呼吸器) とした。

区分 2 (胃、聴覚器) に分類される成分に分類される成分 (キシレン、エチルベンゼン) を 10%以上含有するため、

区分 2 (胃、聴覚器) とした。

誤えん有害性

データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期 (急性)

区分 1 に分類される成分 (ベンチアゾール、キシレン、エチルベンゼン) をカットオフ値以上含むため、

区分 1 とした。

水生環境有害性 長期 (慢性)

区分 1 に分類される成分 (ベンチアゾール) をカットオフ値以上含むため、区分 1 とした。

残留性・分解性

データなし

生態蓄積性

データなし

土壤中の移動性

データなし

オゾン層への有害性

データなし

13. 廃棄上の注意

直接排水や河川等に廃棄してはならない。

知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する（地方公共団体が処理を行っている場合には、地方公共団体に委託する）。

空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に適切に処分する。

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

非該当

国連番号 : 1993

品名（国連輸送名） : その他の引火性液体（他の危険性を有しないもの）（キシレン）

国連分類 : 3

容器等級 : III

海洋汚染物質 : 該当

応急措置指針番号 : 128

国内規制がある場合の規制情報

消防法、船舶安全法、航空法

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法

非該当

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号・別表第 9） : 2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3-ベンゾチアゾール（2025 年 4 月 1 日以降）、70 エチルベンゼン、136 キシレン

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号・別表第 9） : 2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3-ベンゾチアゾール（2025 年 4 月 1 日以降）、70 エチルベンゼン、136 キシレン

特定化学物質第 2 類物質、特別有機溶剤等（特定化学物質障害予防規則第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 の 2 号、第 3 の 3 号） : エチルベンゼン

変異原性が認められた届出物質（法第 57 条の 4、労働基準局長通達） : 1,2-キシレンと 1,3-キシレンと 1,4-キシレンと 1-プロモプター 2-インの混合物

第 2 種有機溶剤等（施行令別表第 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号） : キシレン

危険物・引火性の物（施行令別表第 1 第 4 号） : キシレン、その他の引火点 0°C 以上 30°C 未満のもの

健康障害防止指針公表物質（法第 28 条第 3 項・厚労省指針公示） : エチルベンゼン

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第 66 条第 2 項、施行令第 22 条第 1 項） : キシレン、エチルベンゼン

特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者（法第 66 条第 2 項、施行令第 22 条第 2 項） : エチルベンゼン

特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第 38 条 3） : エチルベンゼン

皮膚等障害化学物質等（規則第 594 条の 2 第 1 項） : 2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3-ベンゾチアゾール、エチルベンゼン、キシレン

化学物質排出把握管理促進法

第 1 種指定化学物質（法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1） : エチルベンゼン、キシレン

消防法

第 4 類 第二石油類（非水溶性）

化審法

優先評価化学物質（法第 2 条第 5 項）を含む

船舶安全法

引火性液体類

航空法

引火性液体

水質汚濁防止法

指定物質（法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3）を含む

労働基準法

疾病化学物質（法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1）を含む

16. その他の情報

参考

MSDSnavi (日本ケミカルデータベース株式会社、2024)

社内試験報告書 (1978、1979)

NITE-CHRIP (https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

連絡先

製品に関する問い合わせ先：コールセンター0120-210-928

中毒に関する緊急問い合わせ先：公益財団法人 日本中毒情報センター

中毒 110 番	一般市民専用電話 (情報提供料：無料)	医療機関専用有料電話 (情報提供料：1 件 2000 円)
大阪 (365 日、24 時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば (365 日、9~21 時対応)	029-852-9999	029-851-9999

責任の限定について

安全データシートは、化学製品を安全に取扱うための参考情報として、当該製品を取扱う事業者を提供されるものであって、安全を保証するものではありません。ここに記載された数値は、規格値や品質を保証する数値ではありません。

この安全データシートは、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、当該製品に関する全ての情報が網羅されているわけではありません。記載内容は当該製品の一般的な取扱いについて記載したものです。

当該製品を取扱う事業者は、個々の取扱い等の実状に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、この安全データシートを活用されるようお願いいたします。